

ユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（第3回）
議事概要

1. 日時

令和7年（2025年）11月25日（火）13:00～15:05

2. 場所

Web会議

3. 出席者

（1）委員

関口博正主査、相田仁主査代理、大谷和子委員、春日教測委員、高橋賢委員、
長田三紀委員、藤井威生委員、三友仁志委員

（2）オブザーバー

全国知事会、一般社団法人テレコムサービス協会、
一般社団法人電気通信事業者協会、NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、
株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

（3）ヒアリング事業者

NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、株式会社ZTV

（4）総務省

吉田恭子電気通信事業部長、平松寛代基盤整備促進課長、
隅田昂平基盤整備促進課課長補佐、望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

4. 議題

【電話のユニバーサルサービス交付金関係】

- （1）NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社からの追加説明
- （2）これまでの議論を踏まえた整理の方向性
- （3）意見交換

【ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金関係】

- （4）令和7年度の第二種交付金・負担金に係る認可申請の概要
- （5）事業者ヒアリング
 - ・NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社
 - ・株式会社ZTV
- （6）意見交換

5. 議事録

【事務局】

定刻となりましたので、第3回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループを開催いたします。会議開始に当たり、事務局から御案内をさせていただきます。

本日も、Web会議形式での開催となります。皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。

また、発言時以外はカメラ、マイクをオフにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれては、音声がつながらなくなった場合などには、チャット機能などを御活用いただければと思います。

それでは、以降の進行は関口主査にお願いしたいと存じます。関口主査、お願いいたします。

【関口主査】

関口でございます。

ただいまから、第3回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループを開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。構成員の皆様に対しては、事前に議事次第のほか、電話のユニバーサルサービス交付金について、資料1としてNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社様追加説明資料、資料2として事務局説明資料、ブロードバンドユニバーサルサービス交付金について、資料3として事務局説明資料、資料4、5として本日ヒアリングを実施させていただき事業者の皆様への発表資料をお送りしております。

また、傍聴されている方には、同一の資料を掲載している総務省ウェブサイト上の本ワーキンググループのページを御案内しております。以上でございます。

【関口主査】

それでは、議事に入ります。本日は、配付資料の説明にもございましたとおり、前半は電話について、後半はブロードバンドについて、それぞれ議論できればと考えております。

まずは、電話から始めたいと存じます。

これまで、第1回で事務局案を示していただき、第2回において、それに対する事業者の皆様からのヒアリングを実施させていただきました。その際、NTT東西様からの発表に関連し、構成員の先生方から、災害時用公衆電話の利用状況に関する情報の開示について御要望があったほか、第一種公衆電話に係る補填額の見通しについて、追加的な質問があったと伺っております。

本日はまず、これらの御要望、あるいは御質問に対する回答を、資料1に基づきNTT東西様から御説明いただき、その後、過去2回分の内容を踏まえた整理の方向性について、事務局にまとめていただいております。この資料2に基づいて、説明をいただきたいと思っております。その後、構成員の皆様から御意見、御質問をいただき、意見交換できればと存じます。

それでは、NTT東西様、説明をよろしくお願いいたします。

【NTT西日本株式会社】

NTT西日本の木下でございます。今、関口主査からありましたとおり、まずは前回のワーキンググループでいただいた御質問についてお答えしたいと思います。

次のページ、お願いいたします。まず、前回いただいた御質問ですけれども、災害時用公衆電話の利用状況と、当社が試算した第一種公衆電話における補填額見込みの妥当性について御説明をさせていただきたいと思っております。

次のページお願いいたします。まず、災害時用公衆電話の利用状況でございます。この赤囲みをしてある部分が災害時用公衆電話の利用状況を指しているものでございますけれども、基本的には利用の頻度はそれほど高くないと見受けられるかと思っております。ただ、これは基本的に携帯電話が使える状況にあったことが、利用が少なかった大きな要因だと考えてございます。

ただ、2023年度の6番の能登半島地震と、2024年度の9番の奥能登豪雨、この2つのエリアの一部においては携帯電話が使えないといった状況であったところから、当社から衛

星電話を出ささせていただきまして、その結果、2023年度の能登半島地震では括弧内の数、1401回が衛星電話の利用回数となっております。それから2024年度の9番の奥能登豪雨も243回の利用があったということで、これは非常に利用が多かったと、こういった状況にございます。

これらから言えることというのは、災害時というのは携帯電話がまず第1手段になるということではあるんですけれども、それが駄目だった場合、次なる手段に移るといった、こういった状況と考えてございます。

ただ、衛星電話ですけれども、今、東西が持っている台数も非常に限られており、必ず配置できるということではございませんので、災害時は複数の手段を準備しておくことが必要だということから、2023年度、2024年度においてはそれほど利用回数は多くなかったかもしれませんが、引き続き災害時用公衆電話についてはユニバーサルサービスとしておくことが望ましいのではないかと当社は考えてございます。

次のページお願いいたします。災害時用公衆電話における有事への備えということで、自治体での活用支援のところでございます。当社は、導入時の案内、災害時用公衆電話の目印、自治体の活用支援のほか、防災訓練であったり、ホームページに一覧を載せたりといった取組を今までも推進してきていますし、今後もやっていきたいと考えてございます。

なお、災害時用公衆電話については導入を最終的に決定されるのは自治体ということで、正直言うと、例えば南海トラフに直面している自治体さんとそうでない自治体さんなど、自治体によって要望の度合いに差があることも事実でございますので、少しそういった自治体にも国から動機付けをいただくことがあれば、我々との取組と連携することで、よりこういった取組が発展していくのではないかと考えてございますので、ここは官民連携して引き続きこういった備えを進めていくことをやっていきたいと考えてございます。

次のページをお願いいたします。今度、当社が試算した第一種公衆電話における補填額の見込みの妥当性といったところでございます。2022年度の37.2億円から2023年度は、少し上がりますけれども、その後、コスト全体が下がっていくというのは、妥当なのでしょうかと、こういった御質問だと考えてございます。

これについては、まず今、第一種公衆電話につきましては撤去をどんどん進めており、撤去が進めば維持する台数が少なくなりますので、維持費は減少するといったところです。それから撤去台数の計画を右下に載せさせていただいてございますけれども、これもだんだん撤去台数が少なくなっているところから、撤去費そのものも年々下がるといった、こういった構造になってございますので、基本的には維持費、撤去費ともに構造的には下がると、こういったことになってございます。

2つ目の丸なんですけれども、さらに見込んだ撤去費については直近の労務費単価増と、撤去に関しては簡単に撤去できるものもあるんですけれども、地下に敷設された配管の撤去が必要となる場合等からコストがかかりますので、こういったものもきちんとコストの算定に織り込んでいるところです。加えて、撤去台数も、今まで撤去してきた実績というものを踏まえれば、この撤去台数どおりにやる実力はあるということでございますので、構造的にも、あと数字的にも若干強めに見込んでいるところでも下がるといったところでございますので、この数字は妥当ではないかと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。次に、事務局から資料2の説明をお願いいたします。

【事務局】

基盤整備促進課の隅田でございます。これまで第1回、第2回での委員の先生方の御議論ですとか、あとは関係事業者の皆様からヒアリングをさせていただいた内容を踏まえまして、この資料2として電話のユニバーサルサービスに係る交付金に関して、整理の方向性をまとめてございます。全4ページになりますけれども、こちらについて御説明を差し

上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですが、1ページ目をお願いいたします。こちら、オレンジのバーの下にも記載しておりますとおり、1つ目の検討事項として設定させていただいておりました、令和7年度の電話のユニバーサルサービスに係る交付金をどのように算定していくかという点についてのものです。

下の表には一番左の項目の欄において、より細かい粒度での検討項目というのを書いてございます。真ん中の関連する主な御意見の欄に、委員の先生方や、ヒアリングを実施させていただいた事業者の皆様からの御意見、一番右の整理の方向性という欄にこれを踏まえた事務局としての整理の方向性をそれぞれ記載させていただいておまして、この構成については2ページ以降も同様の構成となっております。

それでは、一番左の項目の部分を御覧ください。この令和7年度以降の電話の交付金の算定方法については、本年4月、令和7年答申を踏まえまして、まず1点目としてはIP網への移行が完了していることを踏まえまして、第9次IP-LRICモデルのみに基づいて算定を行っているのではないかとということ、続いて2点目としましては、アクセス回線の選択ロジックというものが具備されている中で、実際にメタル回線が設置されている場合には実際の回線種別に基づいて算定を行っているのではないかとということ、最後、3点目としては、FRTの台数についてはLRICの外での補正を継続して良いのではないかとということ、第1回ワーキンググループにおいて事務局案としてお示しさせていただいておりました。

これらのうち、例えば2点目の回線種別については、主な御意見の2ポツ目にもございますけれども、KDDIさん、ソフトバンクさんより、メタル回線と光回線の経済比較を実施し、安価な方を採用すれば良いのではないかとといった御意見ですとか、あとは算定方法全体について、楽天モバイルさんからは、そもそもLRICについて見直すべきなのではないかというような御意見を頂戴していたと認識してございます。

そのほか、相田先生から、5ポツ目にございますとおり、今後、NTT東西さんによるメタル回線の巻取りと光回線、モバイル回線を使ったサービスへの移行というものが見込まれる中で、その移行費用を交付金による補填の対象とするのかどうかについて整理が必要ではないかという御意見を頂戴しておりました。続けて6ポツ目になりますけれども、現在のメタル電話を代替していくサービスについて、どのように算定していくのかについても今後検討が必要ではないかといった御意見を頂戴しておりました。

以上を踏まえまして、右の整理の方向性を御覧いただければと思うんですが、1ポツ目から3ポツ目が左の項目に対応してございます。全体としては、当初お示ししていた事務局案のとおりで良いのではないかなと考えてございます。

事業者の皆様から先ほど申し上げた御意見を頂戴した点のうち、回線種別については、2ポツ目にございますとおり、メタル回線の巻取りがまだ本格化していないこと、また、LRICについては、3ポツ目にございますとおり、現在、接続政策委員会において、廃止も一つの選択肢として、ではありますけれども、検討されていることを踏まえた内容としていくところでございます。

最後の4ポツ目は、相田先生からいただいた御意見に対応するものとなっております。代替サービスへの移行費用ですとか、代替サービスそのものをどのように算定していくのかといった点については、NTT東西さんにおいて、メタル回線の巻取りと代替サービスへの移行について、より細かな内容を御検討いただくことになるかと思っておりますので、それに対応して、遅れることがないように、検討を進めていければと考えてございます。

続きまして、右肩2ページ目を御覧ください。このページと次の3ページ目において、オレンジのバーの下に記載してございます、災害時用公衆電話の補填についてどのように考えていくべきかという点をまとめてございます。

項目としましては、事務局からは、令和4年に出されている答申の内容を踏まえまして、まず1点目としては、第一種公衆電話に係る補填額の見通し如何によっては、令和8年度認可申請分から災害時用公衆電話について補填を開始して良いのではないかとということ、2点目として、その場合であっても、過年度分、既に認可している分については、受益と

負担の関係性、明確性といったところを踏まえまして、補填を行わないことが適当ではないかということ、3点目としては、第一種公衆電話と災害時用公衆電話を合わせた公衆電話全体に関して国民負担を抑制していく観点から、第一種公衆電話の撤去を開始する前の補填額、こちら、先ほどのNTT東西さんの資料でもございましたけれども、令和4年度認可分の37.2億円というところを上限として運用していった良いのではないかということ、これらを事務局案としてお示しさせていただいていたところでございます。

これらの項目についても、いろいろ御意見を頂戴したところではあるんですけども、事務局案としましては、整理の方向性に記載しているとおり、全体として、当初の、今、申し上げたような方向性で良いのではないかなと考えてございます。

このうち1点目の補填の開始の可否に関連して、災害時用公衆電話に関する効率性みたいなところについて議論があったと思うんですけども、この点につきましては、対応する整理の方向性の2ポツ目に書かせていただいておりますとおり、災害時用公衆電話というものは、基本的に、災害対策として、地方公共団体の皆さんからの御要望に対して、NTT東西さんにおいて、それに対応するために整備していただいておりますので、効率的な設備の構成とか箇所数だとかを、NTT東西さんのみにおいて決定できるものではないということで、そのような意味においても、効率性の議論というのは若干なじみにくい側面があるのかなと考えているところでございます。

以上、このページの説明になります。

続きまして、右肩3ページ目を御覧ください。こちら、災害時用公衆電話についての後半部分となります。項目としましては、まず1点目、先ほども少し触れさせていただいたような災害時用公衆電話の特性なども踏まえまして、補填を行う場合には実費ベースで考えていけば良いのではないかということ、2点目は、最下欄の部分で、こちら、若干テクニカルな、細かな論点にはなりますけれども、現在、災害時用公衆電話のアクセス回線費用の一部については接続料に転嫁されているという状況で、交付金により仮に補填を開始していく場合には、NTT東西さんによる二重回収が生じないよう、調整が必要ではないかということ、それぞれお示しさせていただいていたところなんです。加えて、これまでの御議論の中で、委員の先生方からは、周知・広報について、種々御意見を賜りましたので、新たな項目として真ん中に追加させていただいているところです。

これらの項目については、整理の方向性を御覧いただければと思うんですけど、まず、補填額の算定方法については、当初案どおり、実費ベースで良いのではないかなと考えてございます。

その実費というところの具体的な内容にも関係してくることから、周知・広報についても同じ欄の2ポツ目にまとめさせていただきました。まず、この前段においては、NTT東西さんにおいては、地方公共団体の職員の方々とこの平時の訓練ですとか、あとは避難所のいざという時の利用主体となる住民の方々向けにも効果的な周知・広報に取り組んでいただきたい旨を記載してございます。後段においては、これらの周知・広報に係る費用についての整理をお示しさせていただいております。具体的には、現在、既に電話のユニバーサルサービス制度一般に関する周知・広報であれば、その費用も交付金の補填対象として計上可能であることが規定されてございます。この点、災害時用公衆電話は、そもそも収益が上がるサービスではなくて、NTT東西さんが、社会的責任の下、提供いただいているサービスと承知してございますし、そうしたことを踏まえまして、災害時用公衆電話に関して、今後、周知・広報に取り組んでいただいた際には、その費用も補填対象とし得るような方向で整理できれば良いかなということで考えてございます。

接続料との関係につきましては、その下の段になりますけれども、現在、災害時用公衆電話のアクセス回線について、接続事業者の方々が接続料の中で負担しているその分というのは、まさに接続事業者の方々が利用する分に対応したものであるということでございます。他方、交付金は、NTT東西さんが利用する分について補填を行っていく性質のものでございますので、二重回収は生じていないということで、この限りにおいては、調整は不要ではないかということに記載させていただいております。

3 ページ目についての説明は以上になります。

最後に右肩 4 ページ目、御覧いただければと思いますけれども、このページは、当初設定していた検討事項以外の事項について、まとめさせていただいているものでございます。

まず、1 点目としては、電話の交付金、全般的な話ですけれども、現行のLRICを用いて原価を算定する方法ですとか、あとはベンチマークを用いて補填額を算定する方式、これらの結果、補填額は赤字の一部に止まることになりますけれども、こうした方式をそもそも廃止していただきたいような御要望があったかなと思います。

この点について、右の対応する整理の方向性を御覧いただければと思うんですけれども、大元の原価算定に用いているLRICというものについては、先ほども触れさせていただきましたけれども、そもそも今後も検討して利用していくのか、はたまた廃止するのかという、その根本的な点も含めて、今、接続政策委員会で御議論いただいていると承知してございますので、そちらでの議論を踏まえて今後検討していくことが適当なのではないかなと考えてございます。

項目の 2 点目ですけれども、これは主に最終保障提供責務の履行に際して、というものだったかと思うんですけれども、例えば、衛星通信をはじめとする非地上系ネットワーク、NTNと呼ばれるものの活用をしていくなど、ユニバーサルサービスを提供していくその手段について、新たな技術を活用するような観点から検討が必要ではないかというような御意見も頂戴していたかと思えます。

続きまして 3 点目ですけれども、加入電話の補填額の算定に当たって、現在、平均費用にその標準偏差の 2 倍、 2σ と呼ばれるものを加えたものをベンチマークとしているんですけれども、これが、結果として、補填額を絞るとするか、少なく算定するような方向に働いているところで、この 2σ について撤廃することが必要ではないかというような御意見をいただいております。これについては、委員の先生方からも具体的に御意見を頂戴していたかなと認識してございます。

これらの点については、対応する整理の方向性を御覧いただければと思うんですけれども、交付金の規模ですとか、負担金の単価といった点についても、見直しの内容如何によっては、小さくない影響を与え得るような要素かなと思ってございますが、今後、最終保障提供責務のための新たな交付金制度を、まず制度設計していくことになるかと考えてございますし、併せて、現行制度が併存していく中で、現行制度についても見直していくことになるかと思えますので、この見直し、検討の中で、一体的、整合的に見直していければ良いのではないかと考えてございます。

以上、電話のユニバーサルサービスに関する交付金について、整理の方向性を御説明差し上げました。御確認、御議論いただけますと幸いです。よろしく願いいたします。

【関口主査】

どうもありがとうございました。

資料 1 について NTT 東西様から、資料 2 について事務局から、それぞれ説明を受けましたけれども、ただいまから意見交換に入りたいと思います。

御意見、御質問のある方は、何らかの形で、チャットでも何でも結構ですから、御発言いただければと存じます。いかがでございましょうか。

相田先生、手が挙がっていますので、よろしく願いいたします。

【相田主査代理】

事務局にまとめていただきました取りまとめの方向性については、特に異論ございません。

資料 1 の NTT さんの災害時用公衆電話について、現在の仕組みとしてはメタルの回線が引いてあって、いざという時にモジュージャックに電話機を差して使うと、電話しか使えない設備になっていると理解しておりますけれども、この数値を見ると、ほかの携帯電

話とかが生きている時にはあまり使われなような状況があるかなと思いますので、2035年までにメタルを光に置き換えていくような時には、ファイブゼロジャパンが使えるとか、場合によっちゃ、携帯電話のフェムトセルを置くことができるとか、そういうような、より広い用途に使えるものとして、ぜひお考えいただきたいかなと思いました。

そういうものにも使えるとなると、このユニバーサルサービスの制度的には、第一種と第二種との間でまたぐような形になって、結構制度的にはややこしい形になるかなという気はするんですけども、それは、そういうことになったら考えるということで、お進めいただければと思います。

以上です。

【関口主査】

ありがとうございます。次に三友先生、お願いいたします。

【三友構成員】

ありがとうございます。御説明いただきましてありがとうございました。

2番目の案につきましては、私も特段、異存ございませんので、これでよろしいかと思っております。

最初に御説明いただきましたNTT東西さんからの災害時用公衆電話の内容について、1点確認と、それから一つコメントがございまして、コメントはほとんど相田先生と一緒になんですけれども、まず、最初に確認したいことがございます。

いただきました資料の2ページに利用回数が見られておりますけれども、括弧の付いているもの、衛星回線を利用した災害時用公衆電話の利用回数というのが非常に多くなっているのが非常に特徴的だと思います。これは、先ほど御説明いただきましたように、携帯電話が利用できない状況において、この災害時用公衆電話の価値というのが非常に高まったということだと思います。

確認の質問なんですけれども、この衛星による災害時用公衆電話を提供されたというのは、NTT東西さん、NTTさんの意思として、地域貢献といいますか、災害対策としてなされたことなのか、それとも何か他からの、例えば自治体からの要請があつてなされたことなのか、これ、どちらが正しいのでしょうか。

【関口主査】

NTTさん、お願いしてよろしいですか。東西さん、いかがでございましょう。

【NTT西日本株式会社】

今、いただいた御質問ですけれども、災害の時は、基本的にはこちらから、非常に大変な状況なので、こういった衛星電話のようなものもございまして、という話を差し上げて、自治体から要望があれば我々が配備している状況でございます。

以上でございます。

【三友構成員】

ありがとうございます。自治体からの要請があつたということですが、その費用、経費についてはどういうふうになっているのでしょうか。

【NTT西日本株式会社】

経費についてはNTT東西で負担をしていると、そういった現状がございまして。

【三友構成員】

ありがとうございます。災害時の支援として大変素晴らしい取組をなさっていると理解をいたします。ありがとうございます。

このデータを見る限りにおいて、携帯が機能しない時のこの災害時用公衆電話の役割というのは非常に高いと思います。現在、災害時用公衆電話は一般的な電話回線をバックボーンに使っていると思いますけれども、将来においては、災害時用公衆電話のバックボーンに関して、もう少し技術的に柔軟な設定も必要なのではないかとも思いました。ブロードバンド回線が良いとも思えず、衛星とか様々な技術を使えるような、そういう設定というのも、将来に向けて検討することもありなのかなというのがコメントでございます。

私からは以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございました。次に長田先生、お願いできますでしょうか。

【長田構成員】

長田です。ありがとうございます。

お二人の先生の御指摘のとおりなんだと思うんですけども、ただ、今すぐに全て新しい技術のものがすぐに用意されるわけではないので、災害時用公衆電話に関して、そういう各避難所等に自治体の要望に対応して置かれている、その電話が災害時にもきちんと設置されていることが大切かなと思います。将来、新しい形に変わっていくにしても、日々災害は起こっておりますので、ぜひ具体的に電話の設置まで含めた訓練が行われるような形で、いろいろなところからの働きかけをしていただければ良いんじゃないかなという、それが大切かなと思っておりますので、それは総務省にも、それから自治体の皆さんにも、NTTさんにもお願いしたいかなと思います。よろしく申し上げます。

【関口主査】

ありがとうございます。大谷先生、お願いいたします。

【大谷構成員】

大谷でございます。

私も取りまとめをしていただいたペーパーにつきましては、基本的に異論がないところでございます。

今、長田委員がおっしゃったように、私も実際に設置されている設置可能台数が、実際の設置台数に繋がるようにすることが、非常に重要ではないかと思っております。また、併せて、ユニバからは外れますけれども、コンビニでも、コンビニの事業者の御協力の下で、災害時用公衆電話に近いものを運用していただいていることもありますので、その全体像が伝わるように、ぜひ広報に努めていただきたいと考えております。

事務局で整理いただきましたように、その費用について、ユニバに該当する部分だけですけれども、十分な広報をしていただくことを前提に、その広報の費用についても見ていくということでもよろしいと思っております。

事務局の整理の中の最後のページ、東西様からの御要望で、2σのところについて御意見いただきまして、見直しの機運は高まっていると思いますけれども、併せて、これは事務局で御整理いただいているように、最終保障提供責務に関わる交付金制度、現在、設計中であることもありまして、そこで集中的に議論して検討すべきということで、2σについては今、早急に見直すというほどではないと受け止めておりますので、その点、申し添えさせていただきます。

私からは以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございました。今、チャット欄、あるいは手が挙がっている先生はいらっしゃらないんですけども。

【藤井構成員】

発言してもよろしいでしょうか。

【関口主査】

藤井先生、お願いいたします。

【藤井構成員】

藤井でございます。ありがとうございます。

今、大谷先生がおっしゃったところ、議論の方向性の最後のところの2σについては、大谷先生の言うとおりにかなと思いました。

それで、最終保障提供責務に移行する際に、この辺り、一気に変わらないように、徐々に変化させていくなど、いろんな工夫があっても良いのかなと思いましたし、ある程度、これは試算してみないと、今すぐどうこうというところは言いにくいのかなと思いましたので、一体的に検討するというのでよろしいのではないかなと思いました。それ以外の点についても私自身は賛成でございます。

前半のNTTさんの資料、4ページのところで撤去費用の概算をいただきましてありがとうございます。これを見ても確実に減っていくことが分かるところもありますし、あと、今後費用がかかる点もしっかり見込んでいるところからも、この部分に関して、このまま補填対象とするというのでよろしいのではないかなと思いました。

私から以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。ほかの先生方、いかがでございますでしょうか。気が付いていなかったら直接お話いただいても結構ですが。

【高橋構成員】

高橋ですけど、よろしいでしょうか。

【関口主査】

お願いいたします。

【高橋構成員】

高橋でございます。

事務局の整理案に私も賛成でございまして、ほかの先生方から意見出ておりましたが、この災害時用公衆電話についての広報というのが大事だと思うので、こういうのが使えまずだとか、そういったようなことを徹底して、みんなで協力してやっていただければなと思います。

以上です。

【関口主査】

ありがとうございます。春日先生、よろしいですか。

【春日構成員】

私も新しい意見があるわけではないのですが、コメントさせていただきます。

まず、最初のところ、災害時用公衆電話のところですが、利用が直近はそれほど多くないんですけども、自治体からの要望もあるため用意しておくというのは非常に重要なところかなと思います。それに取り組んでいただいているNTTさんに謝意を表しますとともに、このような形で残しておくことは有用だと思います。

衛星の利用なんですけれども、まだ多分、現段階ではコスト的にも高いんじゃないかな

と思います。ただ、それがもう少し時間が経っていくと、費用的にも採算が取れるような状況も生じてくるのが期待されるので、その進展状況も勘案しながら見ていくことも必要かなと思います。

それから2点目の点なんですけれども、撤去費用等が漸減していくというところなので、途中で大きく増えない限りは、実費ということで、特にモデルを使わないでも、事務コストの点から良いのかなと思いました。ただ、何となく減り方の度合いが、多分将来のことなので少し保守的に計算されているんだと思うんですけれども、できる限り節約できる、効率化できる場所というのはしていただいで、この費用のところがうまく収まるような形にしていいただければと思います。これは要望でございます。

以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございました。

今日、本日は砂田先生が御欠席ということで、ほかの先生方から全員の先生方からコメントを頂戴いたしました。

今回、このワーキンググループにおいては、論点整理と、それから取りまとめを、別個の回で議論することを想定していたようなんですけれども、本日の事務局資料においては、これらについてまとめて整理いただいたと受け止めております。この内容については、基本的に、この内容で進んでいって良いのではないかという御意見が多かったように思われますので、事務局においては、本日の議論の内容も踏まえた上で、取りまとめ案の作成に着手していただいで、次回、取りまとめ案を御提示いただければと思います。そのような形で、先生方、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口主査】

ありがとうございます。それでは、事務局においては、次回に向けた取りまとめ案の作成をよろしく願います。

続きまして、ブロードバンドのユニバーサルサービスについての議題に移りたいと思います。

まず、前回会合で私から事務局にお願いした、制度運用の現状について、現在、初めての第二種交付金・負担金の額等について認可申請があったと承知しておりますが、この内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

続きまして、今年度、初めて第二種交付金の原価等の算定を行った適格事業者3者、これはNTT東日本、NTT西日本、それからZTV、この3者からですが、それぞれ算定を終えての感想、あるいはお気付きの点、さらには制度への今後の御要望等につきまして御発表を頂戴いたします。

御発表内容は、今後行われる令和4年の電気通信事業法改正の施行後3年の経過に際しての実施状況の検討、いわゆる3年検証ですね、そこに対しての論点となってくるものと理解しております。

その後、御発表内容につきまして、構成員の先生方からの御意見、御質問を頂戴し、意見交換を行おうと思っておりますので、また必要に応じてチャット欄等で御発言の御要望をお聞かせいただければと思います。

それでは、まずは事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。それでは、資料3について説明をさせていただきます。

この資料は、先ほど関口先生から御紹介ございました、本年初めて支援機関から認可の申請があった第二種交付金・第二種負担金の額等の認可申請の概要でございます。前回

のワーキンググループの会合で、これも先ほど関口先生から御紹介ございました、関口先生の御指示があったと理解してございますので、この御指示に応じて説明させていただくものでございます。

本件は基礎的電気通信役務支援機関であります一般社団法人電気通信事業者協会から先月20日付で、10月20日付で認可の申請がありました第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金の額等につきまして、総務省におきまして申請の後に審査をいたしまして、審査の結果、申請のとおり認可をすることとしたいとして、先月28日に情報通信・郵政行政審議会に諮問をしてございまして、現在は、情報通信・郵政行政審議会による意見募集をしている期間中でございます。

では、表紙をおめくりいただきまして、右肩1ページ目を御覧ください。まずは、第二号基礎的電気通信役務に係る制度の全体の概要に簡単に触れさせていただければと思います。先生方は御存じかなとは思いますが、傍聴の方もいらっしゃるということで、まずは簡単に触れさせていただきます。

制度の、まず運用の全体の流れといたしましては、この資料の左下、青色、交付対象事業者と書いてございます、現在はNTT東日本さん、NTT西日本さん及びZTVさん、3者が指定を受けております第二種適格電気通信事業者さんが、交付金の額の算定のための原価等を算出したしまして、これを、この図で申し上げますと真ん中にある赤い基礎的電気通信役務支援機関、こちらに提出をいたしまして、支援機関ではこのデータを用いて交付金の額を計算いたしまして総務大臣に対して認可を申請するのが、まず、流れとしてございます。

先ほどから申し上げている認可申請というのは、この図で申し上げると下の真ん中の赤い支援機関から上の総務大臣に向かって伸びている、この③と書いてある交付金の額等の認可申請であると思っただけであればと思います。これが、これから御説明させていただく内容になります。

申請を受けた総務省では、これを審査いたしまして、情報通信・郵政行政審議会、こちらに諮問の上、今後、御答申を受けて認可をすることになりますと、その後は支援機関から右下の緑色の枠で囲ってある負担対象事業者という方々に対しまして、個々の事業者ごとの第二種負担金の額を通知いたしまして、その後に負担金を徴収して、これを原資として、もう一度この右下の青の交付対象事業者に第二種交付金を交付するのが大きな全体の流れになってございます。

1ページおめくりいただきまして、右肩の2ページを御覧ください。この2ページの内容が、今般の認可申請の全体の概要と今後のスケジュールということになってございます。認可申請がございました令和8年度に交付すべき第二種交付金の額は、ページの上から2段目に記載したとおり、年額で1億4,900万、第二種適格電気通信事業者ごとに申し上げますとNTT東日本が約1億4,300万、NTT西日本が約500万、ZTVは0円ということでした。

また、その下にございます認可申請のあった第二種負担金の額は、この認可申請に係る申請の単価、これを1回線当たり年額で2円といたしまして、これに令和8年3月末、令和7年度末の算定対象回線数を乗じて得た額ということになってございまして、おおよそ手元の計算ですと4億5,000万円程度となると想定をしております。

さらにページ一番下は、認可申請のあった交付の方法、徴収の方法の概要ということで、下段の表のとおりになってございまして、今後、御答申いただきまして申請のとおり認可をすることになった場合には、負担の対象となる電気通信事業者の皆様から令和8年3月末、令和7年度末の回線数、こちらを総務省に御報告いただきまして、総務省でこれを取りまとめまして支援機関に通知をして、その後に支援機関においてこの回線数に先ほど御説明した2円、という単価を乗じまして負担対象事業者ごとの第二種負担金の額を算定いたしまして、令和8年度中に1回に限って第二種負担金徴収し、これを原資として先ほど説明した額の第二種交付金を交付する、ということになってございます。

次ページ以降、認可申請のあった第二種交付金の額、第二種負担金の額、交付の方法、徴収の方法につき、それぞれの概要を御説明いたします。

1ページおめくりいただきまして、右肩の3ページを御覧ください。このページは電気通信事業法と第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則、規則名が長いので以降、単に算定等規則と申し上げますが、こちらの算定等規則に規定されている第二種交付金の額の算定の方法の概要を記載してございます。

算定等規則では、第二種交付金の額の算定は一般支援区域、特別支援区域と、支援区域の区分に応じて行うこととされてございまして、まずは、この左側で交付金の額の算定をする、さらにその後、この右に概要を示してございます、その算定した交付金の額が全体の上限の中に収まっていることを確認する、2段階で交付金の額を算定することが決まっております。

左側の交付金の額の算定ですが、まず左上にございまして、一般支援区域と、あとは大幅な赤字があることのみを理由とした特別支援区域につきましては、算定等規則の第6条に規定するベンチマーク方式で交付金額を算定することとされておりますところ、これは第二種適格電気通信事業者さんの前事業年度の収支が黒字である場合は交付をしないこととされてございます。

図の左上のこの黒枠の中に記載してございまして、令和6年度の第二種適格電気通信事業者の皆様の全国の第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収支、これはいずれも黒字でございましたので、いずれの方々についても左上の部分については、第二種交付金は交付されないことになってございます。

次に左下、こちらにございまして、特別支援区域のうち、世帯カバー率が50%を超えている人が誰もいない区域、これは未整備区域と呼ぶことといたしますが、この区域及び、地方公共団体が所有する設備が存在する区域、これを公設区域と呼ぶことといたしますが、この2つの区域につきましては、算定等規則の第7条に規定する収入費用方式で算定することとされてございまして、これらの区域につきましては前事業年度の収支が黒字であっても交付金を交付することができることになってございます。

したがって、今回、先ほど御説明申し上げた約1億4,900万という交付金の額というのは、全部左下の枠の中で計算をした数字ということだと思っております。申し上げますと、黒い枠の中に書きましたがNTT東日本さん、約143.5百万円、NTT西日本さんが5.1百万円ということになってございます。

次に、これらの額が上限の中に入っているかどうかを確かめる過程がございまして、この第二種交付金の額の上限は右の一番上の枠の中にオレンジ色で記載してございまして、これは全ての担当支援区域について6条式、ベンチマーク方式で算定いたしました赤字の見込額の合計というのが上限であることが算定等規則に決まっております、これについて実際に計算をした結果が右下の黒い枠の中に記載してございまして、NTT東日本さんの見込みの額が約94億円、NTT西日本さんの見込みの額が約66億円ということで、いずれもこの左下の第二種交付金の額より大きいということでございまして、今回はこの申請のあった左下の額どおりの額の交付をするということで、認可をしてよろしいんじゃないかということで、現在、諮問をしております。

おめくりいただきまして、次のページ以降がただいま御説明した内容の具体的な数値ですとか、具体的な算定の過程の御紹介になります。この右肩4ページは右の表の右端、このオレンジのセルの中が令和6年度における全国の第二号基礎的電気通信役務に係る営業利益ということでございまして、各社の皆さんがそれぞれ黒字でいらっしやったということが御覧いただけるかなと思っております。

1ページおめくりいただきまして、右肩の5ページ目は申請のあった第二種交付金の額がオレンジのセルの中にございまして、この赤い枠の中は、構成員の先生方にだけ、表示させていただいておりますけれども、収入と費用、収益と原価、それぞれ、これを未整備と公設、それぞれに分けた内訳をお示ししていることになってございます。御覧になっていただければと思います。

1ページおめくりいただきまして6ページ目、7ページ目はNTT東西さんの内訳ということでございまして、こちらもほとんどの数字が、全て赤枠の中でございまして、構成

員の先生方におかれては御覧いただければと思っております。

おめくりいただいて8ページ目は、参考の資料になりますが、これまで御説明申し上げてきたNTT東日本さん、西日本さんの、それぞれの交付金の原価の算定の対象となっている町字の数でございます。御覧になっていただくとお分かりいただけますように、NTT東日本さんも西日本さんもそれぞれ未整備の区域について交付金の原価を算定した町字よりも、公設の区域において交付金の原価を算定した町字の方が非常に数が多い状況になっていることが御覧いただけるかなと思っております。

1ページおめくりいただきまして、次のページは、これは交付金の上限の額の算定の内訳でございまして、既に御説明したとおりNTT東日本さんが約94億円、NTT西日本さんが約66億円という結果でございまして、この額よりは内側に収まっているという交付金の認可の申請いただいているということでございます。

以上が、認可申請のあった第二種交付金の額の算定の過程ですとか、内訳の計算の概要ということになります。

続きまして、次のページから認可申請のあった負担金の額の算定の過程等の概要を御説明いたします。右肩10ページ目を御覧ください。

冒頭、御説明をした回線単価の算定の過程というのがこのページの上段にあります式のとおりとなってございまして、認可申請のあった第二種交付金の額に加えて、支援機関における交付金の交付等に要する費用、すなわち広報等々で要すると見込まれる費用の合計として、令和8年度中に集めなければならない額というのが上にございまして、これが大体約2億9,000万、3億弱ぐらいです。

この集めなければならない費用を、直近の令和7年6月末における算定対象回線数であるこの2億2,467万4,000で割り算をして、1円未満の端数を切上げたものというのが回線の単価ということになってございまして、冒頭申し上げたように年間の単価になってございますので、こちらは省令の月1回、年間で12回の交付金の負担金の徴収と交付金の交付を想定した規定とは異なる計算の仕方になってございまして、この点につきましては追ってまた説明をさせていただければと思います。

下段は、これも冒頭御説明申し上げたとおりですが、回線あたり1年間2円という単価に令和7年度末、8年度3月末における算定対象回線数を掛け算したものが負担金の額だということで今、申請いただいておりますが、これも省令の規定に基づきますと年間12回、月に1回の徴収を前提にした計算をするよう書いてあるのですが、この省令上の規定とは異なる方法で計算をして現在、認可の申請をいただいております。

これにつきましては、次のページをおめくりいただいて右肩11ページの下部で御説明をさせていただければと思っております。参考と記載のとおり、今般の認可申請に当たりましては支援機関から特別な理由があるということで、算定等規則の規定によらずに1回線当たりの単価及び第二種負担金の額の申請額を算定したいということで、事前に許可の申請がございまして、総務省では審査の結果、これを許可しておるということで、この許可に基づいて単価や負担金の額を計算して認可を申請しているということになってございます。

申請書に記載された特別の理由を御説明いたしますと、まず、算定等規則の規定に基づいて算定した第二種交付金の額は1億4,900万であることを申し上げましたが、この額を基に算定等規則の規定に基づきまして年間12回、毎月1回の徴収をするということになりますと、1回線当たりの単価は1円でございますので、令和8年度中に約27億円ほどの負担金を徴収してしまうこととなります。これは、先ほど申し上げた令和8年度中に徴収することが必要になる3億円弱ぐらいの値段と比べても9倍ぐらいになってしまいます。

この省令どおりに9倍の金額を集めると、今後支払わなければならない交付金の額に大きく変更がなければ、今後8年間、9年間にわたって第二種負担金を徴収することなく令和8年度中に集めた負担金を原資として毎年交付金を払っていくことになるということでございます。これについては支援機関から、この制度が受益者負担の制度であるとい

うことであるとする、8年後や9年後に受益をしている人の分まで令和8年度に受益をした人が全部負担金を払うことはバランスに欠くのではないかとということで、これは特別な理由があるということで、冒頭から申し上げているように、年間1回の負担金の徴収と年間1回の交付金の交付としたいということの事前の許可申請がございましたので、我々でこれを許可している状況になってございます。

以上、申し上げたとおり、この内容が先月10月20日に支援機関から認可の申請があった内容と、我々でこれ今、申請のとおり認可をすることが適当であると考えて、情郵審に諮問させていただいて現在、パブコメである状況になっているという内容の説明でございました。

私からは以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。制度開始前に当初想定していたのは、支援機関が回らないぐらい忙しくなるのではないかと恐れていたのですが、蓋を開けてみると適格事業者3者、実際に交付に至ったのは2者ということになってしまったということで、もう少し使い勝手のいい申請しやすい制度に改めていかなければと思っているところですが、そのためにも適格事業者3者様から実際に申請業務を行われた上での工夫すべき点等をぜひお聞かせ願いたいと思いますので、次にヒアリングに移りたいと思います。

まずは、NTT東西様から御説明をお願いいたします。

【NTT西日本株式会社】

NTT西日本の木下でございます。東西を代表して、現行制度の改善点について、原価の届出をした者ということで少し発表をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次のページをお願いいたします。まず、これは冒頭なんですけれども、1ポツ目でデジタル田園都市国家構想総合戦略の目標は光ファイバの世帯カバー率99.9%を2027年度までに達成すると、こういった目標に向けて当社も第二種適格電気通信事業者に手を挙げさせていただいて、未整備地域の整備などに今、取り組んでいるところでございます。

2ポツ目で、先ほどの事務局の御説明にも少しありましたけれども、交付金がかかなり少額だったというところでは、申請してみても思ったのは交付金による支援が得られる要件がかかなり限定的であることと、交付金を得られたとしても未来にわたって交付が保障されない仕組みになっていると、こういった課題があるので、当社が考える現行制度の改善点について御提案をさせていただきたいと思っております。

3ポツ目は、今の光ファイバの世帯カバー率は97.09%ですけれども、光基盤の整備計画や、敷設工事には非常に多くの時間を要することも踏まえて、最終保障提供責務の議論はこの後あると思っておりますけれども、それを待つことなく、現行制度の改善についても早急に対応していく必要があるんじゃないかと、こう考えているところでございます。

次のページをお願いします。このページは参考に御覧いただければと思っております。

次のページをお願いします。このページは現行制度の課題ということで、右に7つ書いてございますけれども、改善点のところを述べさせていただくというところでございます。

次のページをお願いいたします。まず、1つ目です。交付要件の緩和のところでございます。まず1ポツ目、光ファイバの世帯カバー率99.9%を目指すということであれば、光未整備エリアの整備の推進はもちろんですけれども、光整備済みのエリアにおける安定的なサービス提供の維持、要は逆にいうと今、光提供エリアであるところで採算合わないから撤退しますとか、こういうことがあると結果としては、そこにいきませんので、双方について対応することが必要ではないかということ、まず1ポツ目でお伝えしてございます。

2ポツ目でございます。まず、これは新規整備側の話でございますけれども、今の交付金の交付条件は、同一町字内において法施行時点で50%を整備している事業者が存在した

場合は新規整備に対する支援を受けられない制度となっているところで、具体的にどうい
う問題が起こっているかということをお伝えしたほうが早いものですから、次のページを
お願いいたします。

整備率による支援を受けられない具体的なケースですけれども、まず、A自治体さんの場
合です。下の絵を見ていただくと、町字Aでは今、この灰色の部分において法施行前に50%
世帯カバーを既にしていました。けれども、このA自治体さんは全域を光化したいというこ
とで、ブロードバンドユニバの制度もできたことから、町字Aの光未整備エリアと町字Bを
ともに光化したいという要望を当社にいただきました。

町字Bについては、法施行時点では50%を整備している事業者はおりませんので、ここ
については整備した場合は交付金の対象となるといったところではございますけれども、町
字Aについては既に50%を整備してしまっていますので、例えば黄色の囲んであるところ、
ここはもう同じ町字内で50%超を既に整備してあるエリアの追加的な整備でございますの
で、ここについては支援金が出ないこととなります。結果、この町字はどうなったかとい
うと不公平感が出ないようにということで、町字Aの残りのエリアも町字Bも、結果とし
て光整備は見送ったと、こういった事例が一つ発生してございます。

次のページ、お願いします。次はB自治体でございます。B自治体についても詳細は割愛
しますが結局同じでございます、同じ町字内で50%超を既に整備してある状態で、
重要施設への整備を追加でお願いしたいという話があったんですけれども、50%超整備し
た町字の追加については支援が出ませんということで、ここについても話が進展しないと、
こういった状況でございます。

続きましてC自治体も、これも同様の内容でございますので説明は割愛いたしますけれ
ども、こういった事象が結構起こってきていることから、この要件については少し緩和
いただけないでしょうかといったところが、1つ目の御提案といったところでございます。

続きまして、次のページをお願いします。次も、交付要件の緩和で、今度は特別支援区
域の公設地域の交付要件の緩和といったところで、これも下の図を見ていただくと、今、
支援対象なのは法施行時点、2023年6月のこの赤いバーの時点では公設なんですけれど、
その後、民設に移行したものであるものは支援対象になるところではございます。けれ
ども、中段で公設から民設に法施行時点より前に移ってしまったもの、また一番下の段で、
法施行時点では何もなかったんですけど、その後、公設で光基盤整備を実施し、その後、
民設に移行したものであるものは、支援対象ではないことから、こういった自治体さん
は非常に困っていらっしゃる。また、このような自治体さんは非常に多くございま
すので、こういったところも法施行の前後に関わらず支援の対象にしていただきたいのが
当社のお願いでございます。

次のページをお願いいたします。同じく今度、大幅の赤字地域の交付要件の緩和とい
ったところで、先ほど事務局の説明にもございましたけれども、担当支援区域、下の図を見
ていただきますと、特別支援区域は公設、未整備、大幅な赤字、この3つのエリアに分か
れてございます。公設と未整備については適格電気通信事業者の収支状況によらず支援の
対象ではございますけれども、大幅な赤字エリアについては適格電気通信事業者の収支状
況が黒字であると、これは補填の対象ではないということで、今、この3つの区分の交付
条件のうち大幅な赤字だけが厳しくなっていると、こういった状況でございますので、こ
こについては交付条件については合わせていただきたいと。要は適格電気通信事業者の収
支状況によらず、支援の対象に加えていただきたいというのが当社のお願いでございま
す。

次のページお願いいたします。次は、サービス提供事業者による制度活用の促進とい
ったところで、左の下の図のうち特に西日本エリアを見ていただくと一般支援区域と特別支
援区域の支援が必要だと言われている中において、西においてはZTVさんが担当されて
いる支援区域が2%、それから当社が担当している支援区域と合わせて43%ということで、
6割近くが適格電気通信事業者がいないと、こういった状況になってございます。

これは本当に整備していない、整備する事業者がいなくても中にはあるんですけど、
ほとんどのエリアは、そこのエリアを整備している事業者さんはいらっしゃるんですけれ

ども、その事業者がこの制度に手を挙げていないと、こういったパターンがほとんどだと考えてございます。特に特別支援区域、この右側の表で特に支援が必要だと思われるところに至っては、7割のエリアが手を挙げていないエリアだということです。

こういった状況というのは1ポツ目、そもそも今回の政策目的の一つというのは、地方における有線ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者による安定的な提供の確保を図ること、これがそもそもの目的であったと思いますので少しこの目的に合致していないところに加えて、3ポツ目では、今後の最終保障提供責務の導入に伴う整備費の増大と書いてございます。これは今後、最終保障提供責務の議論においては、誰も担い手がない場合はNTTが整備することになってございますけれども、本来、各地域で整備率の高い事業者が維持するのが、全体で考えれば当然、設備構築としては効率的だと考えてございますので、そういったエリアの整備が進まなければ結局、NTTがそのエリアで発生した需要に対して、もう1回、設備を引き直すといった、こういったことになると、日本全国の整備費というのは高くなって、それが交付金に跳ね返り、国民負担に跳ね返ると、こういった構造になってございますので、ぜひともこの現行制度を少しでも充実させることが、結果として少しでも最終的な国民の負担を減らす形にはなると思いますので、こういった面も改善していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

次のページをお願いします。これは地図ですけれども、特に中国、近畿、中部において、この赤いところ、これが今、担当支援区域、誰も担当支援区域に割り当てられてないという、こういった区域でございまして参考に見ていただければと思っております。

次のページをお願いいたします。支援の継続性の確保といったところです。今、支援開始されたとしても、真ん中で括弧書きしてあるとおり、例えば他事業者が途中から参入してきて1社以下の提供状況を満たさなくなったり、あと、区域指定の標準判定式を用いて、区域指定されると思っておりますけれども、これによって去年は赤字だったんですけど今年は黒字になるといった、こういった標準判定式の判定が変わってしまった場合などは交付の対象から外れてしまうということで、これは非常に安定性に欠けるかなと考えてございます。

上の※印のところに書いてございますように、毎年度11月末、もうすぐ支援区域が見直される時期になると思っておりますけれども、当年8月に原価届出をした町字でも、もうここで支援対象外になってしまうと、早速、交付金が出ないと、こういった制度になってございます。当社が届出をした区域のみならず、全体がどれぐらい支援区域から外れるのかというのも非常に注目している点でございまして、この割合が大きければ今後、支援エリアを広げていった時に外れる確率というのは非常に高くなってきます。

こういった点、本当に設備産業というのは長い期間で投資を回収していくと、こういったモデルでございまして、ここの支援の継続性の確保というのがないことは、死活問題でございまして、ここについては何とぞ改善をお願いしたいのが今回のお願いというところでございます。

次のページ、13ページをお願いいたします。これは支援の予見性の確保ということで、今、特別支援区域に指定された条件というのは、特別支援区域というのは分かるんですけども、その中身が大幅な赤字なのか、未整備なのか、公設なのかというのは今、実は公表されていないと、こういった状況でございまして。

この3つの交付される条件が一緒だったら別にいいんですけども、先ほど申し上げたとおり、大幅な赤字エリアについては収支が黒字だったら交付金が出ないということで、この3つの条件が違っているのであれば、これはきちっとここについては内訳を開示していただきたいのがお願いというところでございます。

次のページをお願いいたします。サービス提供当初からの支援ということで、現状サービス提供開始からまず1年たたないと適格電気通信事業者になれませんので、1年たってから、その区域は指定され、そこから原価届出をして認可申請を受けて、N+3年度から初めて交付金がいただけると、こういった制度になってございます。

改善案としましては、適格電気通信事業者になった後はもらえる資格はあると考えるのであれば、このN+1年目の時に予定原価を届け出ておいて、実際、外れればもうこれはな

かったことになるんですけど、ここで予定原価を届け出る、ここで認可をいただくという、こういった行為がもし可能であれば、N+2年度からは少なくとも交付金がもらえると思いますので、こういった改善もあるのではないのでしょうかということをお提案させていただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。次は、既設海底ケーブルに関わる交付金支援ということで、現在、既設設備であっても設備の効率的な利用の観点から、役務提供に用いる場合は省令上、支援対象に含まれることになっているんですけども、既設の海底ケーブルについては、はっきりこういった議論をされていないことから、現行の省令で読めないということはないような気はするんですけども、電柱とか管路のように明らかに議論をされて、含むと整理されたものに該当するかしらないかというのが当社としても曖昧な状態になってございますので、今回、この議論の中で論点整理等の中にしっかり入れていただいて、こういった既設海底ケーブルも電柱や管路と同じように、支援の対象にすることを明確化していただきたいところでございます。

また、2ポツ目の丸のところ、離島の特性としましては海底ケーブルが命綱となっていると、こういったエリアも多くございますので、もう一つの提案としましては、海底ケーブルを利用する離島内の一般支援区域というのはもう全て特別支援区域として指定して、実際に生じた赤字を支援いただくといったこともあるのではないかとということで、併せて御検討いただきたいということで御提案させていただいております。

次、最後でございます。自治体による支援対象外費用の負担軽減ということで、このページは、例えば、我々が設備の譲渡を受けて、その後であれば、ブロードバンドユニバの交付金のルールに基づいて支援が受けられるんですけども、今、我々がいろいろと自治体を対応していると、どうもそれ以前、例えば下のチェック4つ書いてございますけれども、例えば公設設備の民設移行をするに当たって自治体さんが我々に設備を渡す前に設備の状況を調査したりだとか、あるいは2チェック目で占用手続をやったりだとか、あと、IP告知端末があれば、それをどうするんだとか、設備の仕様や規格の不一致など、渡すに当たって我々が受け取れないようなものであれば、それを直したりとか、いろいろそういったことの費用もかかるということで、自治体さんとお話していると渡した後はいいんだけど、この渡す前の費用がネックで、なかなか話が進まないといった話も聞くような状況になってございます。

したがって、このブロードバンドユニバーサルサービス制度の仕組みで必ず支援してほしいということを申し上げているわけではないんですけども、自治体に対してこういった費用も補助、ないしは交付金にて支援するとか、何らかの仕組みがないと、結果としてこのデジタル田園都市国家構想総合戦略における世帯カバー率99.9%というのはなかなか難しいのが現実でございますので、この機会でございますので、こういった話も併せてさせていただくところでございます。

当社からの発表は以上でございます。

【関口主査】

どうもありがとうございました。続きまして株式会社ZTV様、お願いいたします。

【株式会社ZTV】

ZTVの清水と申します。よろしく申し上げます。今回、第二種適格電気通信事業者に指定いただきまして、原価算定を対応して感じたこととか、どのようにすれば今後より多くの通信事業者が本制度に取り組みやすくなるのかということで、弊社視点で考えた内容について、少しお話しさせていただければと思います。一部、NTT東日本様、西日本様と重複する内容もあるかと思いますがよろしく申し上げます。

本日発表内容については、この7項目となります。

まず、最初に弊社を知っていただくために簡単な会社紹介をさせていただきます。三重県津市を中心に、滋賀県、和歌山県、京都府でケーブルテレビ事業を行っております。画

面右側の地図のうち、色が塗られているエリアが弊社のサービスエリアとなっています。テレビのサービスで大体約30万軒、インターネットサービスは約16万軒に向けてサービス提供を行っております。平成6年に開局いたしまして、昨年、開局30周年を迎えたというところになってございます。

それでは、本題に入らせていただきます。まずは、原価算定時に回線数確認をした際の所感です。原価算定には、特別支援区域ごとに契約回線数を確認する必要があります。この区域分けは、国勢調査で用いられるKEYCODEによって行われています。同じ町字であったとしても複数のKEYCODEが設定されているケースがあり、お客様住所情報だけでは、どのKEYCODEに該当するのかが判別できないようなことがあります。

このため、弊社ではe-Statで提供されている地図上のシェイプデータと弊社が所有しているお客様の住所データを突合させるシステムを独自で整備いたしました。このシステム整備にかなりの時間を要したということもありますので、今後のことを考えますと、住所情報とKEYCODEを紐づけられるようなデータベースのようなものがあれば非常に便利になりますので、今後ほかの事業者様が適格電気通信事業者への申請をしやすくなり、便利になるのではないかと考えました。

続きまして、報告資料と決算期ということになります。報告が必要な収支表の事業年度は規則に基づき4月から3月と定められていますが、弊社の事業年度は7月始まりとなっております。このため4月、3月で収支表をつくらうとする場合、3月末時点での仮決算という形をとる必要があります。この場合、監査法人に対して通常の決算とは別に決算資料の作成の依頼をすることになります。結果として、監査法人に支払うコストが増加することになります。

一般支援区域における交付金の交付要件としましては法律上、事業年度4月から3月の収支が赤字というような条件があります。適格電気通信事業者が毎年提出しなければならない収支表はこの条件を確認するための資料であると考えておりますが、赤字ではない事業者においては、この赤字であることの証明ということとは不要だと理解しておりますので、その場合、事業者ごとの事業年度で収支表を提出することを可とすることを御検討いただけますと幸いです。

弊社以外にも事業年度が4月、3月ではない事業者、同業者もいらっしゃることから、第二種適格電気通信事業者の制度を広く活用するためにも、各事業者の事業年度でよいというような柔軟な形へ見直しいただけると幸いです。

次に、交付金の最低保証期間の設定についてです。特別支援区域として指定された直後に他事業者さんが参入された場合、1者以下要件から外れることになり支援区域解除となりますので、その場合、赤字が大きいままサービス提供を続けることとなります。この懸念を少しでも少なくするために、一度指定された特別支援区域における交付金につきましては、一定期間の最低保証期間というようなものを設けていただくことが望ましいのではないかと考えます。

続きまして、特別支援区域における災害復旧費用についてです。現制度では未整備地域を新たに整備する、もしくは公設設備を譲り受けた場合に交付金の交付対象となりますが、現時点で特別支援区域として指定されている、どこかで自然災害が発生した場合、この復旧費用については事業者負担となりますので赤字が拡大することになります。

特に離島向けの海底ケーブル、こちらはNTT西日本様の発表でもありましたけれども、海底ケーブルになりますと復旧費用がかなり大きなものとなります。このことから特別支援区域の災害復旧費用についても交付金対象として設定していただければ希望をいたします。

続いて、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の取扱いについてです。こちらは1者以下要件の1者として取り扱わないとして最終答申が出ておりましたので、弊社としてもこちらの意見に賛同しますという意見表明のみとなります。

最後に、弊社の今後の弊社支援区域の見通しとなります。令和5年度は66の特別支援区域の指定をいただきましたが、交付金対象となる区域はございませんでした。令和6年度

は法施行日時点での未整備地域の整備が完了し、サービス提供を開始した区域があるため、こちらは特別支援区域として申請する予定であります。また、令和8年度には公設設備の譲渡を受ける調整を進めておりますので、今年度以降、支援区域が増加することで交付金の受給額が増加するのではないかという見込みとなっております。

弊社からの発表は以上となります。ありがとうございました。

【関口主査】

どうもありがとうございました。

ただいまのNTT東西様、株式会社ZTV様の御発表の内容につきまして、意見交換に移りたいと存じます。

御意見ございます方は、チャット欄、または手挙げ等でお知らせいただければ幸いです。いかがでございましょうか。

【高橋構成員】

高橋ですけれども、よろしいでしょうか。

【関口主査】

高橋先生、お願いいたします。

【高橋構成員】

高橋です。NTT東西さんに質問、これ、事務局にも質問を後で投げかけるんですが、ちょっと分かりにくいところがあったので質問いたします。

資料だと4ページの①の交付要件の緩和の2ポツ目のところが分かりづらくて、これ、要はNTTさんとしては法施行時点で50%超になっている整備されている事業者が存在するところでは、さらに整備をした場合であっても交付金対象としてほしいという要望だと理解したんですが、そうすると最終保障提供責務の求めに応じた場合はどこの地域でも交付を受けられることになると思うんですけど、その違いというのが、それとの違いというのがどういうことなのかというのをもうちょっと分かりやすく説明していただきたいのと。

もし、次が事務局に対する質問なんですけど、そういうNTTさんの要望を受けた場合のこの制度と最終保障提供役務との関係というか、すみ分けというんですかね。それはどういうふうになるのかというのを教えていただきたいです。

【関口主査】

では、先にNTT東西様、お願いできますか。

【NTT西日本株式会社】

NTT西日本の木下でございます。高橋先生、御質問ありがとうございます。

まず、最終保障提供責務と現行制度の違いのことを御質問いただいたと認識してございます。まず、当社が考えているところでいきますと、最終保障提供役務はこれから算定方法も含めた議論の詳細はなされると理解してございますので、少し想定も入った御回答にはなりますけれども、その違いの大きなところの一つとしては、最終保障提供責務はピンポイントで発生した需要に対する補填であるといったことに対して、現行のブロードバンドユニバ制度というのは、例えば自治体等の要望に基づいた面的なエリアの整備ですね、例えば高度無線の補助金を活用した、このエリアについての維持費の補填をしてほしいということで、現行制度というのはある程度、面的にカバーすると、そういった側面があると考えてございますので、最終保障提供をするには本当にピンポイントなんですけれども、この現行制度は、ある程度、面的に一気にカバーする点においては、デジタル田園都市国家構想総合戦略の世帯カバー率99.9%目標を達成するに当たっては、こちらのほうが使い勝手がよい面もあるのではないかと考えているところでございます。

先ほどの説明ともちょっと重なる内容を追加でお話をさせていただくと、そういった光基盤をつくるのには、かなり時間がかかることも踏まえ、最終保障提供責務との議論の関係、それから法施行がいつ行われるのかと、それらとの関係性にもよると思うんですけども、現行BBユニバ制度の改善というのも引き続き早急に対応していく必要があるんじゃないかと考えてございます。

現行制度を早期に充実させることは他事業者、先ほど手を挙げている事業者がほとんどいませんよという話を差し上げましたけれども、こういった事業者が手を挙げるといった、こういった可能性を高めて、特にNTT東西よりも光整備率が高い方が手を挙げていただくと、結果的に最終保障提供責務で誰も担い手がない時はNTT東西がやることになるんですけど、そうなった場合、どうしてもほかの方がやっているところにも我々が光基盤整備を実施することになって、それはものすごく不経済な設備をつくって、その交付金を国民の方に御負担いただくと、こういった課題を抑制することができます。

そのため、現行制度を充実させて、他事業者さんにも少しでも手を挙げていただいて、最終保障提供責務でやるエリアを狭めていくことは必要ではないかということで、今回こういった御提案をさせていただきたいということで、ピンポイントと面的カバーといった、そういった違いと、当社がその先、最終保障提供責務で考える問題点を解決するのにも役に立つんじゃないかということで、こういった御提案をさせていただいていると、こういった御回答になります。

すみません、少し長くなりましたけれども以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。事務局、次、お願いいたします。

【事務局】

高橋先生、御質問ありがとうございました。

今のNTT東西さんからの御発言にもありましたことを考慮に入れながらということになるんだと思います。今後、最終保障提供責務の求めに応じた交付金の算定の在り方と併せて、冒頭、関口先生もおっしゃっていただきましたが、令和4年度の電気通信事業法改正の部分につきましても、いよいよ3年後の検討というものが始まっていきますので、こういったものを併せて、今、NTT東西さんがおっしゃってくださった点と面という視点も含めて、どっちかだけが点で、どっちかだけが面みたいにならないように、ということなんでしょうか、いずれにしろ、おっしゃられたことというのを考慮に入れながら、ぜひ検討をさせていただければなと思っております。

以上でございます。

【関口主査】

高橋先生、よろしいですか。

【高橋構成員】

よく分かりました。今後、この点についてまた議論を深めていければと思います。
以上です。

【関口主査】

どうもありがとうございます。チャット欄に御記入いただいた先生方、少しお待たせしましたが、順番に大谷先生からお願いできますでしょうか。

【大谷構成員】

大谷です。ありがとうございます。

両事業者様には、具体的な例を丁寧に御説明くださりましてありがとうございました。

率直な感想を申し上げますと、少し交付金の交付要件が厳しかったのかなとも感じております。今後、十分に検討していくべきヒントをたくさんいただいたと思っております、負担金を徴収される立場の事業者様からも御意見をいただくなどのプロセスを経ることが必要ですけれども、ぜひ未整備区域の解消に資する方向での論点整理というのが望ましいと思っております。

主査がおっしゃったように、基本的に施行後3年目の検討で論点整理をするようにしたいと考えますけれども、今回の発表の中に早めに検討してもよろしいのではないかなと思うような事項が幾つか含まれていたと思います。実際に原価を算定された事業者の御経験に裏打ちされた御要望ですので、直接その交付金の額に影響しないような御要望につきましては3年間待たせるということではなく、できるだけ速やかに結論を得たほうがよいのではないかと考えております。

先ほど高橋構成員からの御質問でも、できるだけ多くの方が第二種適格電気通信事業者の指定を受けられて、面的に広く整備が進むようにというお話も出ていたと思っておりますけれども、ブロードバンドはみんな支えていこうといった、そういった政策目的に資する御要望が幾つもあったと思っております。

具体的には、東西さんがおっしゃっていた特別支援区域の指定に際して支援の予見性を担保するという点で、未整備なのか、公設だとか、その指定の理由を併せて公表したほうがよいということ、あるいはZTV様がおっしゃっていた、住所情報と町字のKEYCODEをひもづけたデータベース、確かに何かこういったものは必要だろうなと思っておりますし、あと、それから会計年度ですね。仮計算のために、わざわざ費用の御負担をかけていると。

この3点については、少なくとも交付金の額への影響がないように思っているんですけども、念のため事務局に質問という形で教えていただきたいんですが、今、申し上げた3点について交付金の額に影響がないものと考えて大丈夫なのかということと、ほかにも幾つか御要望があった中で、交付金の額に直接の影響がないといった御要望がありましたら御教授いただきたいと思っております。

【事務局】

事務局です。大谷先生、御質問いただきましてありがとうございます。

順番に申し上げますと、NTT東西さんの資料で言うところの右下13ページについてが、まず一番最初に御指摘をいただいたと思っております、これはおっしゃるとおり、我々が支援区域を指定する際に特別支援区域として指定する理由を公表すること自体は、交付金の額に直接の影響はなかろうかと思っております。

次にいただいたZTVさんの資料4ページにつきまして、これは正直私も本当に普通の皆さんが実際の事業を町字KEYCODE単位で行っていないことは、言われればおっしゃるとおりかなとは、正直、思ってしまうと思っております、我々でこの制度を町字KEYCODE単位として、今、構築してございますので、この全ての町字とKEYCODEに振り当てていかなきゃならないのが大変だというのは、言い方が恐縮ですが目からうろこというように、今、思いながら伺っています。

これは、すぐにどういう方法があるのかはともかく、まず御質問に対して答えると、これを我々がつくったところで直接交付金の額に影響はまずないと思っております。もしかしら、これがあることで適格事業者の方々が増えて、結果として、支払う交付金の額が増えたりするのというのはあるかもしれないですけど、直接これをやったからといって交付金の額が増えたりということはないです。

影響はない、ということをおっしゃった上で、すぐに今、どうすればいいということまで頭に浮かんでないんですけど、これは、みんな支えるということも大谷先生におっしゃっていただきましたけど、せっかく実際に原価を算定した方が、これはつらかった、大変だったとおっしゃってくださっていることなので、何とかおっしゃるように早めに検討を始めて、何とかできる方向で考えていければなと思っております。

次のもう一つ、ZTVさんの資料5ページにつきましても、黒字、赤字の判断をする、タイ

ミングが変わってくる、1円も影響がないとまでは申し上げられないかもしれないですけども、ただ、法律や省令にコンフリクトしない範囲で、ぜひZTVさんがおっしゃっていらっしゃるということを実現する、黒字であることが分かり切っているのに黒字であることを証明するために、わざわざお金がもらえないことを証明するために、もう1回お金をかけて監査を受けなければいけないのはつらい、ということをおっしゃってくださったんだというように、ZTVさんの補足の説明で理解をいたしました。

ぜひ、こちらも交付金の額に影響がない範囲というのを検討させていただいて、ZTVさんのおっしゃっていらっしゃるということのが、ほかの方々もこれがつらいから申請しないということがないように、何らか解消する方向で、ぜひ先生方に総務省ですぐに検討しろということをおっしゃっていただけるようであれば、すぐに検討していきたいなと今、思っております。

以上でございます。

【大谷構成員】

非常に前向きな事務局からの御回答がいただけましたので、ほかの構成員の先生方の御賛同が得られるようでしたら、ぜひ早期の実現が期待できる項目ではないかと承りました。ありがとうございました。

【関口主査】

どうもありがとうございました。相田先生お願いいたします。

【相田主査代理】

相田でございます。制度開始前から走り出してからいろいろ考えようということで話しておりましたので、今回いろいろ御指摘いただきまして今、大谷先生からも御指摘ございました3点に関しましては私としても賛成いたします。

それで、それに多少関連してお伺いさせていただきたいのは、NTTさんの50%あれしない地域の実例というのをお伺いすると、地形というんでしょうか、土地利用目的というんでしょうか。市街地ではもう整備されているんだけれども、山間部についてまだ整備が進んでいないような場合の扱いということが問題になっているのかなと思いました。

それでZTVさんでもって同じ町字でもKEYCODEが分かれているようなのが、もしかしてそういうようなことに対応しているのか、それとももう完全に機械的に何か分かれているケースがほとんどなのか。それについて、もしZTVさん、あるいは事務局で同じ町字でKEYCODEが分かれているケースということについて、何か事情を御存じでしたら教えていただきたいと思いました。

私からは以上です。

【関口主査】

ありがとうございます。ZTVさん、補足の説明いただけますでしょうか。

【株式会社ZTV】

ZTVの清水と申します。

すいません、私どもで同じ町字で複数のKEYCODEに分かれているところの事情については把握をしかねていますので、恐らく国勢調査に用いられるKEYCODEだと思われまので、総務省様の統計局様つくられている制度だと思えますので、そちらによるものかなというところだと存じております。回答になっておりますでしょうか。

【関口主査】

ありがとうございます。事務局から何か補足的に説明ありますか。

【事務局】

事務局でございます。

今のZTV様から御発言、御回答いただいたとおりでございます。私どもは国勢調査に使われている単位区域である町字を使用しております。この町字1個1個にKEYCODEがついているということで、こちらにも公表はされておまして、このKEYCODEと町字の対応のリストを我々でもそのまま使用しておりますので、何でこの町字については日本語の名前は同じ名前がついているのにKEYCODEが違うんだというのはまさにそれを分けて決めているところに聞いてみないと分かりません。

ただ地図で見ると、同じ日本語の町字がついていたとしてもKEYCODEが違えば1個1個違う区域を指し示してはおりますので、重複するようなことにはなっていないんですけど、どういう気持ちでこのKEYCODEが分かっているのか、聞いてみないと私も分からないとしか申し上げられないです。ZTVさんのお答えくださったことが全てです。

以上です。

【相田主査代理】

もし、その市街地と山間部でKEYCODEが分かっているような、ここって事情であるのであれば、そういうようなものを今後の制度整備について活用していくという可能性もあるかなと思ったんですけども、もしそうでないのが、例記のほうが普通だとすると、改めて地理情報システムというんでしょうか、市街地と山間部とどう分けていくとかいうようなことを制度設計の中で考慮していく必要があるのかなということ、ここから、これからじっくり時間かけてやることかなと思います。

私からは以上です。

【事務局】

すみません。今、相田先生がおっしゃられたことというのは、町字をさらに細かいエリアに分けるということをおっしゃっていらっしゃるのでしょうか。

【相田主査代理】

可能性ということですね、はい。もちろん直ちにそうしろということを申し上げているわけではないんですけども、NTTさんが言われましたような事情を今後考慮するとしたら、そういうことも考えられるかなと思ったというだけです。

【事務局】

この点はぜひ、これも関口先生がおっしゃってくださったように、今後の3年後の中でこの視点も踏まえながら検討を進めていきたいなと思います。今、テークノートしておこうと思います。ありがとうございます、御指摘いただきまして。これで大丈夫でしょうか、相田先生。

【相田主査代理】

はい、大丈夫です。

【事務局】

ありがとうございます。

【関口主査】

どうもありがとうございました。三友先生、お願いします。

【三友構成員】

三友です。御説明ありがとうございました。

2社からのお話をお伺いして、これまでこの制度を、かなり時間をかけてつくってきたんですけれども、まだこの制度そのものに魂を入れる作業が残っているなど、魂が入ってない、まだそういう制度なんだなということをつくづく感じました。これまで構成員の皆様から御発言があるように、できることは3年の見直しを待たないでどんどんやっていったらいいんじゃないかと思います。

先ほど事務局からは、交付金額に影響がないという点がかかなり強調されていたようにも思うんですけれども、ただし0円ではこれ、インセンティブにはならないわけでありまして、交付金額は制度が適切に運営されれば、しかるべきところに落ち着くんだらうと思います。ただ、交付金額の算定の基準とかに影響を与えるととなると、これはきっちりと議論しなきゃいけないところだとは思いますが、少なくとも先ほど大谷先生からおっしゃられた3点とかも含めて、できることは早急に始めたらよろしいのではないかなと思います。

それからもう1点、NTT東西さんからもZTVさんからも交付金の継続な交付、あるいは保証期間についての御要望がありましたけれども、適格事業者の経営の予見性の確保という観点も必要ですので、担当支援地域が支援地域でなくなってしまったような場合に交付を続けるかどうかというのは非常にクリティカルな問題だと思いますので、この点について今すぐにどうすべきということは申し上げませんが、この点については速やかに議論を深めていくべきだらうと思います。

あと、もう一つはそれに関連してですけれども、制度の見直しによって支援区域の見直し等によって、区域が解除されたり指定されたりというタイミングと、それと交付金の支給の支払いのタイミングというのが何か大分ずれているように思うんですけれども、交付金の停止あるいは開始と、それから指定区域、支援区域の指定あるいは解除、このタイミングについては現状で致し方ないのかどうかというのを確認したいんですけど、これ、事務局への質問であります。

【関口主査】

ありがとうございます。最後の点については、事務局からお答えいただけるでしょうか。

【事務局】

事務局でございます。先生、御質問ありがとうございます。

今、先生がおっしゃってくださったことを、まず、制度上、どうなっているかということから申し上げますと、NTT東西さんのプレゼンの中にもございましたけれど、冒頭申し上げたようにNTT東西さんから原価算定いただいて支援機関が交付金の額を算定して、我々に認可を申請してきている状況でございます。これがこのまま認可をさせていただくことになれば令和8年度から交付金を開始するという、まず流れがあると申し上げました。

そのほかに、この11月末に、これも複数の先生おっしゃってくださっていましたが、我々でもう1回、全国23万の町字を支援区域なのか、支援区域じゃないのかと割り振りをし直して、新たに指定をしたり支援区域の指定を解除をしたりというのがこの11月末にあります。

仮に東西さんのプレゼンにあるように、NTT東西さんが現在、原価を算定してくださって、このまま何もなければ令和8年度に交付金の交付が受けられる予定の担当支援区域について支援区域の解除をする、この11月末に解除するということになりまして、これは今、解除した次の日からもう基本的には交付金が支払われないことになりまして、令和8年度については、交付金は支払われないということになります。

先生からの御質問はタイミングということだったと思いますので、同じタイミング、今年の11月末に、これまで支援区域じゃなかったところを新しく支援区域にした時はどうなるかということなのかなと思ったんですけど、この場合は支援区域に指定をさせていただいた後にNTT東西さん、ZTVさんに限らないんですが、どなたか新しく支援区域として指定された町字を業務区域の中に持っている事業者さんが我々に第二種適格事業者としての指

定を申請してくださると、我々でそこを担当支援区域として指定をする、その後に原価の算定をしてもらう、第二種交付金の認可申請があるという、もろもろの手続が必要になってきますので、この11月末に新しく支援区域を指定したところについて、交付金が初めてもらえるタイミングというのは令和9年度からになりますので、そのタイミングがずれている、ということをおっしゃられてしまうと、確かに同じタイミングで指定した時と解除した時で交付金がもらえなくなるのは8年度から、すぐからかもしれませんが、新しくもらい始められるのは9年度になってきますので、そこは1年以上ちょっとずれてしまうというのは、ずれてしまっているような状況になってはおります。これでお答えになっていきますでしょうか。

【三友構成員】

ありがとうございます。経営という立場からすると、もらえるものが、もらえるべきと思っていたものがもらえなくなったりとか、その逆というのは非常に都合がよくないと思いますので、そういった点を改めていくことによって、より多くの第二種適格通信事業者の申請も見込まれるのではないかと思いますので、そういった点については、なるべく早くタイミングを合わせるような工夫をすべきではないかと思います。

私からは以上です。

【関口主査】

どうもありがとうございました。次に長田先生、お願いできますでしょうか。

【長田構成員】

長田です。御説明ありがとうございました。教えていただきたいことがありまして、今のお話の交付金の最低保証期間のところが必要だという御意見を出していただいているわけで、それはイメージとしてどのくらいの年数というか、何かそういうものを事業者の皆さんがお持ちなのかどうかというのを教えていただきたいというのと。

それから海底ケーブルも非常にお金がかかって、それを維持するのがとても大変というのはもうずっと前からいろいろお話を伺っているのですが、全ての海底ケーブルを敷設しているところ、全てに対して交付金が必要と考えていらっしゃるのかどうかも教えていただければと思います。

それと別に大谷先生からの御提案のあった件なども含めて、見直しは3年後ですとかという話ではなく、できることから変えていって、できるだけ早く皆さんでいろんな事業者の皆さんが力を合わせて、このブロードバンドのユニバが実現してくるようになればいいなと思っていますということは意見として申し上げたいと思います。

以上です。

【関口主査】

ZTVさん、お願いできますでしょうか。

【株式会社ZTV】

ありがとうございます。ZTVの清水と申します。

まず、最低保証期間のところですが、こちらは大体、減価償却の期間が適当なのではないかと考えておりますので、10年、15年程度かなとは考えております。

次に、海底ケーブルの区間については、弊社でも三重県の鳥羽市の付近で海底ケーブルを何本か所有しておるんですが、そちらについては、加入者がそれほど多数ついている区間ではないにもかかわらず海底ケーブルとはなっておりますので、直接サービス提供のために必要となっている海底ケーブルに対しては、そちらを交付金の対象としていただけることが望ましいのではないかと考えております。

以上で御回答になっておりますでしょうか。

【長田構成員】

ありがとうございました。海底ケーブルについてはNTTさんからも教えていただければと思います。

【関口主査】

NTTさん、お願いできますか。

【NTT西日本株式会社】

NTT西日本の木下でございます。2つ質問いただきましたので、2つとも当社の意見としてはお伝えしたいと思います。

まず、海底ケーブルでございますけれども、海底ケーブルにつきましては全ての海底ケーブルを補填の対象にしてほしいのかと、こういった御質問だったと思いますけれども、基本的には海底ケーブルの全てというより海底ケーブルの先の離島が一般支援区域ないしは特別支援区域であった場合については、そこに敷設している海底ケーブルについては補填の対象にさせていただきたいということで、その先が全て黒字ばかりの離島であったら別にそこは必要ないのかなと考えてございますので、まずは海底ケーブルについては引っ付いているその先が赤字のエリアであった場合、そこを補填させていただきたいと、こういったお話でございます。

もう一つ、当社としては最低利用期間というか、どれぐらいの期間、補填をしていたきたいかということでございますけれども、基本的にお客様は我々の耐用年数という考えをあまり意識せず、サービスを長きにわたって使っていただく観点から考えれば、基本的には実際に赤字となって、その状況が続いている限りは補填の対象にさせていただきたいということ、期限については何年ということではなくて赤字が続いている限りは補填をお願いしたいと、安定的なサービス提供したいといったところでございますので、そういった意見だということをお伝えしておきます。

以上でございます。

【長田構成員】

ありがとうございました。

【関口主査】

大谷先生から事務局に確認したい質問が上がっておりますので、大谷先生、お願いいたします。

【大谷構成員】

大谷でございます。実は三友先生、それから長田先生から既に御質問が出て事務局の御回答もありましたので、疑問点はひとまず解消されたということでございます。

それを受けてのコメントですけれども、先ほどの支援区域の指定と、それから解除に翻弄されてタイムラグで交付金が受けられたり、受けられなかったりするといったところについては、継続性についての予見可能性について損なう懸念があると思いますので、多くの方に利用していただける制度としての透明性を高める観点からも、タイムラグというのはもう極力なくすような仕組みというのは三友先生と同じで、なくす工夫をしたほうが良いと考えております。

それから制度全体として最終保障提供責務に伴う交付金の制度、これから整備されていくわけですけれども、そこがあるからというラストリゾート、セーフティーネットというのを完全に当てにしたものではなくて、既存のブロードバンドユニバの制度としての政策目的、未整備地域をなくすであるとか、公設民営化を推進するところに資するような政策目的の充足を一義として考えたいと思っております。先ほども多くの構成員から御意見

が出ておりますように、できるだけ早めに結論を得られるように進めていく必要があると思っております。

三友先生の言い方ですと魂を入れていく作業ということになると思いますので、この魂は多分、細部に宿るんだと思いますので、ぜひ事務局にひと汗かいていただきたいところでございます。よろしく願いいたします。

私からは以上です。

【関口主査】

どうもありがとうございました。

今、手の拳がっていらっしゃる先生方には御発言いただいているんですが、藤井先生、何かコメント等いただけますか。

【藤井構成員】

藤井です。よろしいでしょうか。

【関口主査】

はい、お願いします。

【藤井構成員】

特に大きなことはないんですが、NTTさんの資料の10ページ目ですかね。適格電気通信事業者がいなくて、西日本でかなり多いというところがあったと思うんですが、こちらを増やしていかないと今後の最終保障提供責務の時につながるような制度にしにくいのかなと思いました。

それで、総務省さんへの御質問なんですが、どうしてこの辺りのところが出してもらえてないのかというようなことを、事業者へのヒアリングみたいな形で何か情報を持っていたりされるのかどうかということだけ、確認させていただければと思います。

以上でございます。

【関口主査】

事務局、お願いいたします。

【事務局】

皆さんにこういう制度が始まりますとか、ぜひ指定の申請くださいというようなことというのは言う場面があるんですけど、皆さんから申請いただけなかったのはなぜかという聞き方というのは、まだしておりません。ただ、先生がおっしゃることはそのとおりだと思いますので、何がよくなかったのかも含めて機会があったら、ぜひ聞ける範囲で聞いて、今後の制度設計にもし何か生かせるものがあるんだったら生かしておくべきだというのは、おっしゃるとおりかなと、できる範囲で検討していければなと思っています。

以上でございます。

【藤井構成員】

ありがとうございます。特に今回、NTTさんとZTVさん、申請したけど、あまり額が多くなかったところもなかなかあまりいいメッセージになってないのかなという感じもしますので、しっかり制度の改変とともに何が課題なのかというところはしっかり把握されたほうが次の設計に生かせるのかなと思いましたので、よろしく願いいたします。

【関口主査】

ありがとうございます。春日先生、何かコメントいただけますか。

【春日構成員】

春日でございます。この制度をつくる時に走りながら考えていく面が結構ありますよという話があったと思いますので、まだまだ実際のものを見てみると不十分なところがあるのかなというのは全く他の先生方と同意見です。

それで2点ほどコメントですけれども、1点目はNTTさんの3番目と、それからZTVさんの会社概要を除くと3番目だと思うんですけれども、最終保障提供責務に手を挙げた後に、そもそも簡単に退出できなくなるということもありますし、インフラ事業なので、もう交付金なくなったからっていつすぐやめることもできない。少し長期的な視点から見なければいけないところがありますので、交付金額への影響があることを鑑みつつ、一定の期間を見て何かしらの援助とかということ、そういう制度をつくっていくのが大切かなと感じました。これが1点目です。

それから2点目なんですけれども、NTTさんの7番目のお話にあったと思うんですけれども、これは当委員会の外の話になるとは思いますけれども、自治体さんで何か取組が必要となる時に、そもそも調査したりする費用がなくて、ひょっとしたらブロードバンドのところまで手が及んでない可能性があるのかなということをお指摘いただきまして、気づきがあったところでございます。

今、各地方の自治体さんでこういうブロードバンドが整備できてないところは、ほかのインフラの整備もあり、なかなか優先順位が低くなっていくところもあるのかもしれませんが、ただブロードバンドというのは国民の重要なインフラである意識で我々は議論を進めてきていると思いますし、個人的な印象からするとブロードバンド整備が少し後回しになっているような気が個人的にはしています。

ぜひ、このブロードバンドは重要なインフラだということを強調していきたいなというところがあるのと同時に、多分、自治体さんが何か持っていらっしゃるいろんな補助金制度の中で結構インフラに限定されているものがありそうな気がするんですね。ですので、それをもうちょっと広く、そういう補助金を利用してブロードバンドの整備にも役立てられるような形のものが進むように、これはもう直接この委員会事務局ということではなくて、少し長い目で見たい感じになると思いますけれども、そういった啓蒙というか、働きかけが必要なのかなと感じました。

以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。一通り先生方からの御意見賜ったんですが、追加でもし御発言希望されれば御発言いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、意見交換をここまでとさせていただきますと思います。

今回、事業者の皆様から、適格事業者3者から今後のアドバイスと課題等、御指摘いただいたわけで、構成員の先生方からも可能な範囲で3年検証を待たずに早期実現に向けた検討を進めるべきだという御意見も賜りましたので、これらにつきまして今後、オブザーバーである電気通信事業者の皆様からも御意見、あるいは具体的な提案等がございましたら聴取いただいて、取りまとめ案への反映について検討を進められればよろしいと考えますが、ここについては電話と同様、次回取りまとめ案を出していただきますので、そこに反映いただくということで先生方、御了承いただだけませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口主査】

どうもありがとうございます。では、事務局に取りまとめの作成にかかっていたきた

いと思います。

次回は前回の議論と本日のヒアリングを踏まえ、電話、ブロードバンドともに取りまとめを事務局から提示いただくということで議論いたしたいと思います。

追加の御意見、御質問につきましては、事務局宛てにまとめて取りまとめていただければ事務局で回答を用意したいと思います。

最後に、次回会合の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

次回会合については、12月16日火曜日の開催を予定しております。詳細につきましては、後日、事務局から御案内させていただきます。よろしくをお願いいたします。

【関口主査】

ありがとうございます。

以上をもちまして、第3回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループを終了いたします。

皆さん、どうもしっかり議論いただきましていつもありがとうございました。これにて失礼いたします。

以 上